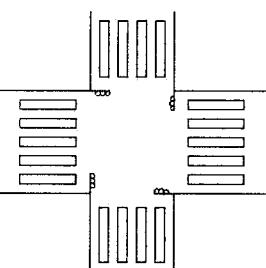
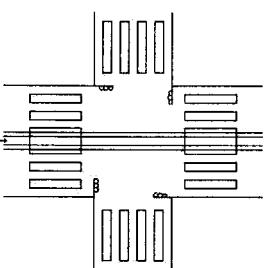
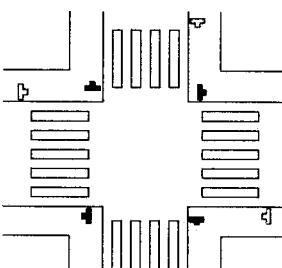
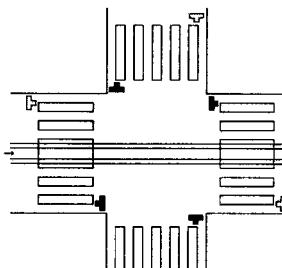
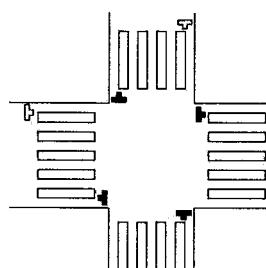
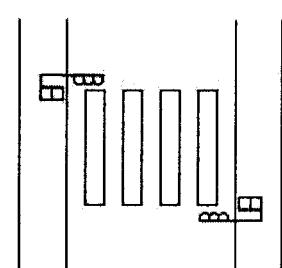
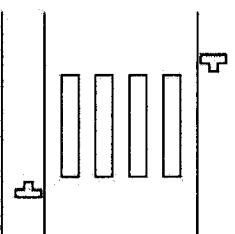
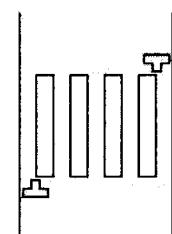
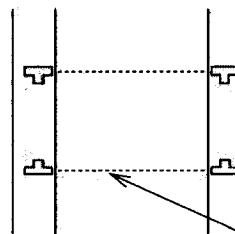
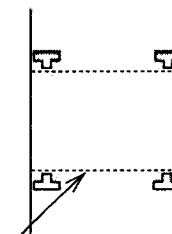
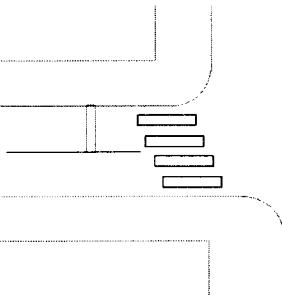


## 第6 横断歩道

	規制目的	歩行者等の横断場所を指定するとともに、車両等に対して歩行者保護の義務を課して、横断歩行者の安全を確保する。
	根拠等	法第2条第1項第4号 標識 407-A・B 標示 201 
規制実施	対象道路	<p>1 信号機が設置されている交差点 信号機が設置されている交差点については、原則として各流出部に横断歩道を設置するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場所については、原則として設置しないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 横断歩行者数が極端に少ない場所</li> <li>(2) 横断歩道橋等の立体横断施設のある場所の直近部</li> <li>(3) 車道幅員がおおむね3.5メートル以下の場所、歩行者の滞留スペースのない場所等横断歩道の設置が適当でない場所</li> </ul> <p>2 信号機が設置されていない交差点 信号機が設置されていない交差点については、原則として車道幅員がおおむね3.5メートル以上で、次のいずれかに該当する場所に横断歩道を設置するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 交通量及び横断歩行者が多く、歩行者の安全を確保する必要がある場所</li> <li>(2) 沿道に多数の人が利用する商店、公共施設等がある場所</li> <li>(3) 駅、学校等に通じる場所、バス停留所付近等特に必要な場所</li> </ul> <p>3 単路 単路については、原則として次のいずれかに該当する場所に横断歩道を設置するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 車道幅員が5.5メートル以上で、横断歩行者が多く歩行者の安全を確保する必要がある場所</li> <li>(2) 信号機が設置されている場所</li> </ul>
基準	対象	歩行者等及び車両等
留意事項		<p>1 次のいずれかに該当する場所については、原則として設置しないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 勾配の急な坂若しくは坂の頂上付近又は見通しのきかない道路のまがりかど及びその付近</li> <li>(2) 高速自動車国道等の流出路と一般道路の取付け部付近その他横断歩道を設置することにより交通の危険が生じるおそれのある場所</li> </ul> <p>2 横断歩道の間隔は、市街地においては、おおむね100メートル以上、非市街地においては、おおむね200メートル以上とする。ただし、通学・通園児、高齢者、身体障害者等の横断する場所や商店街等で歩行者の横断が特に多い場所においては、設置間隔を短縮することができる。</p> <p>3 多通行帯道路等で横断距離が長くなる場合は、交通島の設置や横断歩道付近の乱横断防止のための防護柵等の設置がなされるよう努めること。</p> <p>4 歩行者の安全を確保するため、横断歩道と接続する歩道等の設置、歩道の切り下げ、滞留スペース等の設置がなされるよう努めること。</p> <p>5 夜間における道路標識等の視認性を高め、横断歩行者の安全を確保するため、道路照明等の設置がなされるよう努めること。</p>
設置基準	道路標識 設置場所	横断歩道を設ける場所の必要な地点における路端
	設置方法	1 横断歩道を設ける場合には、次表に示すところにより、道路標識「横断歩道(407-A・B)」及び道路標示「横断歩道(201)」を設置するものとする。

設置する場所の状況			表示の方 法		図 例	
舗装 非舗 装の 別	交差 点の 別	信号 機の 有無	道路 標識	道路 標示		
設 道 路 基 準 標 識	舗 装	あ り	不 要	要	(軌道敷があるとき)	
						
						
	舗 装	な し			①歩車道の区別がある道路	
			要	要		
					②歩車道の区別がない道路	
	舗 装				(軌道敷があるとき)	
						
						
	舗 装	あ り	不 要	要	(注) 黒色の道路標識 ( ■ ) は、省略することができる。	
						

道路標識 設置基準	舗装路 なし	な 要 要	①歩車道の区別がある道路  ②歩車道の区別がない道路 
	非舗装点又は単路 等	信号機の有無に 関係なし	①歩車道の区別がある道路  ②歩車道の区別がない道路  規則第2条の2に定める 「横断歩道の左右の側端」
(注) 非舗装道路等に横断歩道を設置する場合は、令第1条の2第3項第2号及び規則第2条の2の規定により、道路標識の設置には柱を用い、その標示板は、表面が当該横断歩道の外方に向くよう設置するものとする。			
<p>2 道路標識「横断歩道(407-B)」(学童用)は、保育所、幼稚園、小学校等の付近に設けられる横断歩道及び主として学童、園児の通学、通園のため利用される横断歩道に、道路標識「横断歩道(407-A)」(一般用)は、その他の横断歩道に用いるものとする。</p> <p>3 一方通行路又は非舗装路において、右側の路端に設置する道路標識「横断歩道(407-A・B)」には、記号が左向きのものを用いるものとする。</p> <p>4 中央線がない道路(車道幅員がおむね6メートル未満の道路)に設置する場合には、両面式を用いることができる。 なお、この場合はできる限りオーバー・ハンギング方式を用いるものとする。</p>			
留意事項	信号機が設置されている場合は、道路標示のみを設置すること(令第1条の2第3項)とされているが、この信号機には、いわゆる1灯式信号機も含まれる。ただし、交差道路の1方向のみに信号機を設置(丁字路の突き当たる道路のみ赤点滅の1灯式信号機を設置)している場合は、対面する信号機のない道路には道路標識を併設すること。		
道路標示	設置場所	横断歩道を設ける場所	
	設置方法	<p>1 道路標示「横断歩道(201)」の幅は、原則として4メートル以上とし、やむを得ず縮小する場合であっても3メートルを限度とする。ただし、歩道と連続性を確保するため歩道幅員と同じ幅とするなど、特に必要がある場合はこの限りでない。</p> <p>2 原則として側線を省略した道路標示「横断歩道(201)」を設置するものとする。 なお、道路標示「斜め横断可(201の2)」と併設する場合にも、側線を省略した道路標示「横断歩道(201)」を設置するものとする。</p> <p>3 道路標示「自転車横断帯(201の3)」を併設する場合の設置方法は、第61「自転車横断帯」の項に示すところによるものとする。</p> <p>4 道路標示「横断歩道又は自転車横断帯あり(210)」の設置については、第7「横断歩道又は自転車横断帯あり」の項に示すところによるものとする。</p>	

設 置 基 準	道 路 標 示	留意 事項	1 舗装された道路に横断歩道を設置する場合は、原則として、横断歩道（交差点の流出部等にある場合を除く。）の1～5メートル手前に、停止線を設置すること。 2 インターロッキングを敷設した道路に横断歩道を設置する場合、道路標示「横断歩道(201)」には原則として反射機能を有するインターロッキング又は反射機能を有するペイントを使用すること。 3 道路の延長方向に対して斜めに設置する必要がある場合は、図例に示すところによること。	
			図例 ①正しい設置  ②誤った設置 